

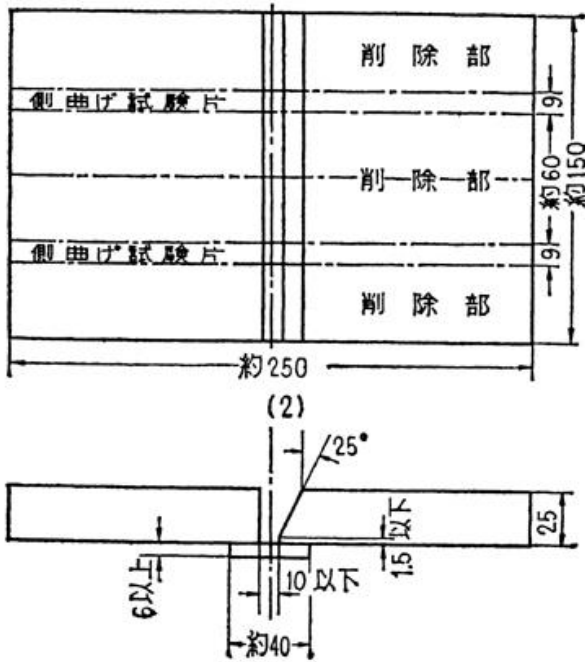
テストピースによりボイラー溶接士の更新を行う皆様へ

ボイラー溶接士は、技能の低下が認められない場合に限り、免許の有効期間の更新が可能であり、テストピースにより技能低下が認められないことを証明する場合には、免許規程に基づく基準となります。

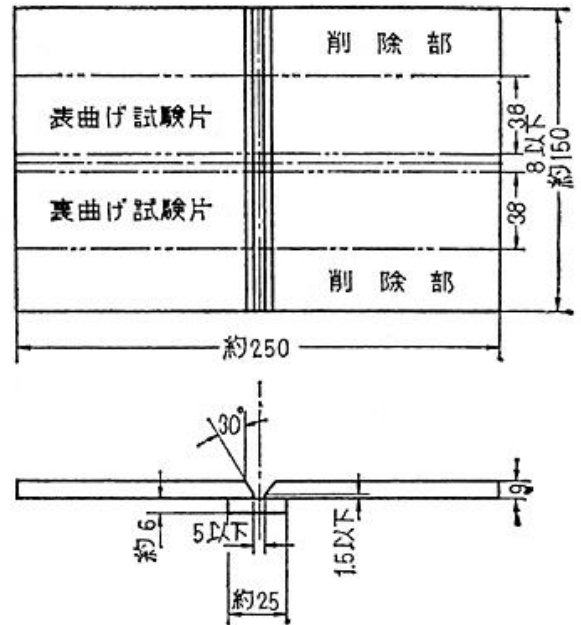
テストピース等の具体的な要件は、以下のとおりとなります。

1 試験片の寸法は以下のとおり。

① 特別ボイラー溶接士

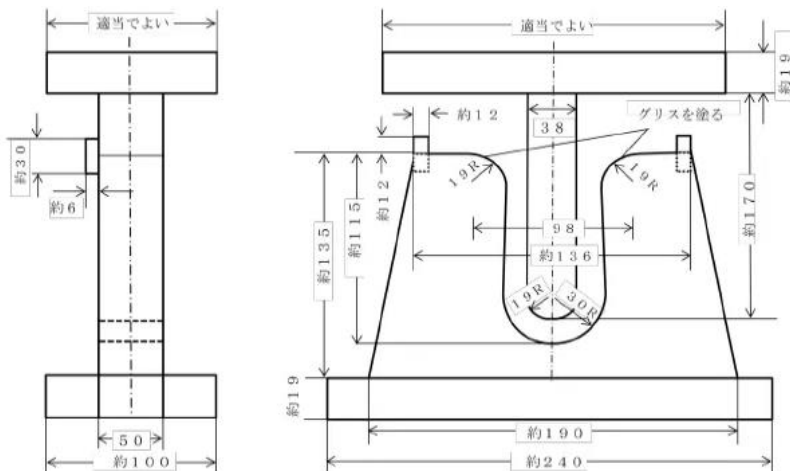


② 普通ボイラー溶接士



※規定のとおり寸法と確認できた場合には、試験片に、『「群」+「免許証番号の下3桁」』の打刻を行います。

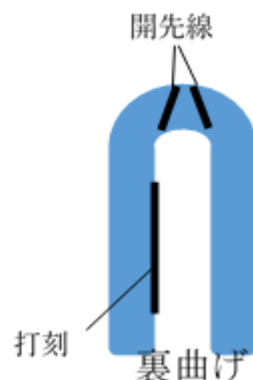
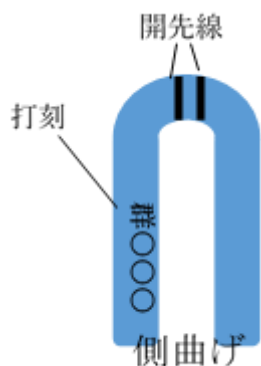
2 テストピースは、以下のジグを使用し、完全にU字になるよう曲げる。



3 テストピースは、以下のものを提出

①特別ボイラー溶接士は
側曲げを2本提出

②普通ボイラー溶接士は表曲げ、
裏曲げをそれぞれ1本ずつ提出



4 不合格となる基準は以下のとおり

- ① 1本の割れの長さが3.2mm以上
- ② 1本の割れの長さが3.2mm未満でも、合計の長さが7mmを超える
- ③ 小割の数が10個以上
- ④ ブローホールの数が10個を超える
- ⑤ アンダーカット、溶込み不良又はスラッグの巻込みが著しい

注意点

- ① 試験片の開先角度が異なる事例があります。表記の寸法をよく確認して、加工を行ってください。
- ② テストピースが完全にU字となっていないものは、判定不能となり、更新することができません。
- ③ 普通ボイラー溶接士は、裏曲げにより判定しますが、表曲げについても同時に提出してください。
- ④ 曲げの外面には、著しい研磨等を行わないでください。